

# 気候関連開示（公開草案） 産業別開示要求 【ガス事業者及び流通業者 （IF-GU）産業編】

2022年6月

SSBJ設立準備委員会 事務局

※不許複製・禁無断転載：  
公開草案の原文及び日本語仮訳は、IFRS財団の著作物となります。  
複製及び使用の権利は厳しく制限されております。

- ❖ 本資料は、2022年3月31日にIFRS財団から公表されたIFRS S2号公開草案「気候関連開示」の付録B「産業別開示要求」のうち、**ガス事業者及び流通業者（IF-GU）産業に関連する部分の概要**についてご説明することを目的としています。
- ❖ 本資料では、当該付録B「産業別開示要求」に関し、以下の事項について記載しています。
  - ▶ 産業別開示要求の構成
    - ▶ 指標の**技術的プロトコル**（定義、範囲、適用及び調製に関するガイダンス）において、「shall（～しなければならない）」「shall not（～してはならない）」と記載されている事項を**太字**で記載しています。
    - ▶ 上記以外の事項でも、当該事項に即した開示を行うに際して**特に有用であると当事務局が判断した事項**を記載しています（そのため、すべての事項について記載しているわけではありません）。
  - ▶ 産業別指標を開示するまでの流れ

本資料は、IFRS財団のホームページにおいて公表された当該付録B「産業別開示要求」の日本語仮訳をもとに、SSBJ設立準備委員会事務局が作成したものです。

本資料における意見に係る部分は、あくまでも当委員会のスタッフ個人の見解であり、当委員会の公式見解ではございません。

## S2基準案の付録B「産業別開示要求」は、産業ごとに以下が記載されている

<b>産業の説明</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>❖ 関連するビジネスモデル、基礎となる経済活動、一般的なサステナビリティ関連の影響 (impacts) 及び依存関係 (dependencies)、並びに当該産業への参加に特徴的な他の共有される特徴を定義することにより、適用範囲を明確にすることを意図している</li></ul>
<b>開示トピック及びトピックサマリー</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>❖ 開示トピックとは、特定の産業内の企業によって行われる活動に基づいて、特定のサステナビリティ関連のリスク又は機会を定義するもの</li><li>❖ 経営又は経営の失敗が企業の企業価値にどのように影響するかについての簡単な説明 (トピックサマリー) が含まれる</li></ul>
<b>指標</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>❖ 開示トピックに付随し、個別に又は1セットの一部として、特定の開示トピックのパフォーマンスに関する有用な情報を表示するように設計されている</li></ul>
<b>技術的プロトコル</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>❖ 定義、範囲、適用及び調製に関するガイダンスを提供する</li></ul>
<b>活動指標</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>❖ 企業による特定の活動又はオペレーションの規模を定量化するもの</li><li>❖ データを正規化して比較を容易にするため、指標と組合せて使用することを意図している</li></ul>

**産業名  
(68産業)**

衣服、装飾品及び履物

**産業の説明**

産業に関する記述

「衣服、装飾品及び履物」産業には、男性用、女性用及び子供用の衣類、ハンドバッグ、宝石、時計及び履物を含むさまざまな製品の設計、製造、卸売及び小売に関わる企業が含まれる。製品の大部分が新興市場のベンダーによって製造されることにより、この産業に属する企業が主として設計、卸売、販売促進、サプライ・チェーンの管理及び小売といった活動に焦点を当てることを可能にしている。

サステナビリティ開示トピック及び指標

表 1. サステナビリティ開示トピック及び指標

**開示トピック**

**指標**

トピック	指標	カテゴリー	測定単位	コード
原材料調達	優先原材料の調達に関連する環境及び社会リスクの記述	説明及び分析	該当なし	CG-AA-440a.1
	環境又は社会サステナビリティ基準（又はこの両方）の第三者認証を受けた原材料の割合（基準ごとに）	定量	重量ごとのパーセンテージ(%)	CG-AA-440a.2

「衣服、装飾品及び履物」産業は、綿、革、羊毛、ゴム、並びに貴重な鉱物及び金属など、最終製品の主要なインプットとして多数の原材料に依存している。

気候変動、土地利用、資源不足、及び当該産業のサプライ・チェーンが事業を展開する地域での紛争に関連するサステナビリティの影響(impacts)は、産業において原材料を調達する能力をこれまで以上に形成している。

潜在的な原材料不足、供給停止、価格変動及び風評リスクを管理する企業の能力は、透明性に欠けることが多いサプライ・チェーンを通じて地理的に多様な地域から原材料を調達するため、さらに困難になっている。

この問題の効果的な管理を行わないことは、**利益の減少、収益成長率の抑制又は資本コストの増加（又はこれらのすべて）につながる**可能性がある。さまざまな原材料を調達することに関連するリスクの種類に応じて、サプライヤーへの関与、透明性の向上、認証基準の使用又は革新的な代替原材料の使用（又はこれらのすべて）を含め、さまざまな解決策が必要になる可能性がある。

最も積極的な企業は、**ブランドの評判を向上させ、新しい市場機会を開拓する一方で、価格変動や潜在的な供給停止にさらされるリスクを減らす**可能性が高い。

コード： CG-AA-440a.1	指標： 優先原材料の調達に関連する環境及び社会リスクの記述	測定単位： 該当なし
1  1.1	<p>優先原材料の調達から生じる環境及び社会リスクを管理するための戦略的アプローチを説明する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 優先原材料：企業の主要製品に不可欠なもの</li> <li>• 主要製品：過去3会計年度のいずれかにおいて連結売上高の10%以上を占めたもの</li> </ul>	
2	企業が優先原材料をどのように識別したかに関する方法を含める	
4	優先原材料は、当該原材料を直接購入したか、サプライヤーを通じて購入したかに関わらず開示する	
7	<p>綿花を優先原材料の一つとして識別した場合、以下を説明する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 水ストレスのある綿花栽培地域に対する脆弱性</li> <li>• これらの地域から綿花を調達することによる価格変動のリスクをどのように管理しているか</li> </ul>	

コード	活動指標	カテゴリー	測定単位
CG-AA-000.A	(1)Tier 1サプライヤーの数	定量	数
	(2)Tier 1の先のサプライヤーの数	定量	数

- Tier 1サプライヤー：報告企業と直接取引するサプライヤー
- Tier 1の先のサプライヤー：報告企業のTier 1サプライヤーにとって重要なサプライヤー

Tier 1の先のサプライヤーのデータが仮定、見積り、又は他の不確実性を含む方法に基づいているかを開示しなければならない

# 気候関連の産業別指標を開示するまでの流れ(1)

## 適切な産業の 選択

- ❖ S2基準案の付録B「産業別開示要求」B1巻からB68巻は、SASBスタンダードの「Sustainable Industry Classification System®」(SICS®)のうち、気候関連の指標がある**11セクター・68産業**で編成されている
- ❖ 企業は、単一又は複数の産業を識別しなければならない(S2基準案 B8項)
- ❖ 企業が複数の産業にまたがる可能性が高い、幅広い活動に参加している場合、複数の産業別要求事項を適用する必要がある可能性がある(S2基準案 B9項)

## 重大なリスク 及び機会の識別

- ❖ 企業は、企業がさらされている**重大な (significant) 気候関連のリスク及び機会**を識別し、記述しなければならない(S2基準案 第9項(a))
- ❖ その際に、企業は、産業別開示要求(付録B)の中の「**開示トピック**」(特定の産業のリスク又は機会が定義されている)を参照しなければならない(S2基準案 第10項)

## 指標の特定

- ❖ 企業は、「戦略」に関する要求事項を満たすための開示を作成する際、産業横断的指標カテゴリー及び**開示トピックを伴う産業別指標の適用可能性**を参照し、考慮しなければならない(S2基準案 第11項)
- ❖ 一般目的財務報告の利用者が、重大な (significant) 気候関連のリスク及び機会を企業がどのように測定し、モニタリング及び管理するのかについて理解できるよう、企業は、**付録 B「産業別開示要求」において定められている産業別指標を開示**しなければならない(S2基準案 第19項、第20項(b))
- ❖ 企業は、企業がさらされている**気候関連のリスク及び機会を適正に表示する**という視点を持って、関連するフルセットの産業別要求事項を**すべて参照**しなければならない(S2基準案 B16項)

(次頁に続く)



# 気候関連の産業別指標を開示するまでの流れ(2)

(前頁からの続き)

指標の特定

- ❖ 定量的情報の開示に係る産業別要求事項が、産業横断的指標カテゴリー（S2基準案 第21項(a)から(e)）に関連する開示の要求事項を満たすか確認し検討しなければならない（S2基準案 付録B B15項）

産業横断的指標カテゴリー  
（S2基準案 第21項）

- (a) 温室効果ガス排出
- (b) 移行リスク
- (c) 物理的リスク
- (d) 気候関連の機会
- (e) 資本投下
- (f) 内部炭素価格
- (g) 報酬

産業横断的指標カテゴリーの開示に  
用いられる産業別指標の例

- (c)物理的リスク  
農産物産業における、水ストレスのある地域から供給される主要作物の割合
- (d)気候関連の機会  
化学製品産業における、使用段階の資源効率を考慮して設計された製品から生じた売上高

重要性  
(Materiality)

- ❖ 企業は、特定された指標及び目標が企業の企業価値を評価する上で情報の利用者にとって重要性がある（material）と結論付けた場合、特定の要求事項に関連する情報を開示しなければならない（S2基準案 付録B B6項）
- ❖ IFRSサステナビリティ開示基準で要求される特定の開示に重要性がない（not material）場合には、提供する必要はない（S1基準案 第60項）

ガス事業者及び流通業者  
Gas Utilities & Distributors  
(IF-GU)

「ガス事業者及び流通業者」産業は、ガスの配送及び販売促進を行う企業により構成される。ガスの配送には、大きな輸送管からエンドユーザーに天然ガスを輸送するために地域の低圧パイプを運営することが含まれる。

ガスの販売促進企業は、異なる顧客のニーズに合う量まで天然ガスを集約した上で、通常は他社の輸送管を通じてこれを届けるガスのブローカーである。

この産業の相対的に小さな部分はプロパンガスの流通に関わっているため、この基準は天然ガスの配送に焦点を当てている。

両方の種類のガスが、暖房及び調理のために、家庭用、商業用及び工業用の顧客によりよく使われている。

構造的に規制されている市場では、ガス事業者は天然ガスの配送及び販売について完全な独占を与えられている。

規制当局はガス事業者が独占的地位を濫用しないよう、そのガス事業者が請求する料金を承認しなければならない。

規制緩和された市場では、配送及び販売促進は法律上、分離されており、顧客はどの企業からガスを購入するのか選択することができる。

この場合、ガス事業者は配送についてのみ、独占を保証されており、法律上、固定の報酬と引き換えに自社のパイプを通じてすべてのガスを配送することが法律上、要求されている。

総じて、この産業に属する企業は安全で信頼性のある低コストのガスを提供しながら、地域の安全やメタンの排出といった社会及び環境への影響を効率的に管理するといった課題を抱えている。

トピック	コード	指標
最終用途効率	IF-GU-420a.2	<ul style="list-style-type: none"> <li>市場別の効率化の取組み（measures）による顧客のガス節約量</li> </ul>
ガス供給インフラの完全性（integrity）	IF-GU-540a.1	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)報告対象のパイプライン事故件数</li> <li>(2)受けた是正措置件数</li> <li>(3)パイプラインの安全に関する法規制の違反件数</li> </ul>
	IF-GU-540a.2	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)鋳鉄又は鍛鉄（又はこの両方）の割合</li> <li>(2)無被覆鋼材である供給パイプラインの割合</li> </ul>
	IF-GU-540a.3	<p>検査を行った</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) ガス輸送パイプラインの割合</li> <li>(2) ガス供給パイプラインの割合</li> </ul>
	IF-GU-540a.4	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全性と排出に関するリスクを含む、ガス供給インフラの完全性（integrity）管理に関する取組み（efforts）の記述</li> </ul>

天然ガスは、他の化石燃料に比べて温室効果ガス（GHG）の排出が少ない。

経済における天然ガスの利用拡大は、GHG排出の削減を目指す多くの政府及び規制当局にとって主要な戦略となっている。

しかし、相対的に排出が少ないにもかかわらず、天然ガスのバリュー・チェーンは、全体的に相当の水準の温室効果ガス排出を生み出している。

政策立案者及び規制当局が気候変動に対処するためには、天然ガスの効率的な消費が長期的に重要な（important）テーマとなる。

エネルギー効率の高い家電へのリベートの提供、顧客の住宅の耐気候構造化、及び顧客に対する省エネルギー方法の教育を含め、公益事業者が顧客との間で省エネルギーを推進するために講じることが可能な手段はさまざまある。

ガス事業者が GHG削減の傾向からどのように利益を得るか、又は失うかは、その規制環境に大きく左右される。

従来の料金体系は、一般的にガス事業者はエネルギー効率化のためのインセンティブを与えておらず、さらに、顧客需要の減少に経済的に苦しむ場合がある。

このため、ガス事業者、その規制当局及び顧客は、これまで以上に代替的な料金設計を検討するようになってきている。

このような代替的な料金設計は、多くの場合、公益事業者の売上を顧客による消費量から「切り離す」ことになり、また、最終用途効率及び需要減少の観点から、公益事業者の業績の成果のための明示的なインセンティブを組み込む場合がある。

全体として、需要変動によるダウンサイドリスクを低減し、必要とされる投資のリターンを得て、コストを削減することに努める効率化の取組み (initiatives) を戦略計画に盛り込んでいる企業は、**リスク調整後のより強固なリターンを長期的により獲得することができる可能性が高い。**

コード： IF-GU-420a.2.	指標： 市場別の効率化の取組み（measures）による顧客のガス節約量	測定単位： 百万英国熱量単位 (MMBtu)
1	自社のそれぞれの市場ごとに、報告期間中に、エネルギー効率化の取組み（measures）によって顧客にもたらされたガス節約量の総量を、百万英国熱量単位（MMBtu）で開示する	
2	ガス節約量は、総量ベースで計算する 当該ガス節約量が生じる国、州又は現地の評価、測定及び検証（EM&V）規制に定められた手法と整合する	
3	効率化の取組み（measures）によるガス節約量の範囲には、企業によって直接達成されたガス節約量、及び、規制がある場合は、効率節約クレジット（efficiency savings credit）の購入により裏付けられた節約量が含まれる	
4	規制に関するガイダンスを規範的な参照資料とみなし、毎年行われる更新は、本ガイダンスの更新とみなす	

コード： IF-GU- 420a.2.	注記
1	<b>自社と関連性があるそれぞれの市場ごとに規制で義務付けられている顧客効率化の取組み (measures) について、以下を含めて説明する</b>
1.1	<ul style="list-style-type: none"> <li>それぞれの市場ごとに規制で義務付けられている効率化の取組み (measures) によるガス節約量又はガス節約率</li> </ul>
1.2	<ul style="list-style-type: none"> <li>ガス節約義務違反の事例</li> </ul>
1.2.1	<b>ガス節約義務違反の事例について、企業は、ガス節約量の実績と、規制により義務付けられた量との差を開示する</b>
1.3	ガス節約量のうち、規制により義務付けられたガス節約を上回り、その結果、企業がエネルギー効率パフォーマンスインセンティブを受け取ることになったもの
2	<b>規制に関連する便益、課題及び財務上の影響 (impacts) についての説明を含めて、エネルギーの効率化を可能にする又は奨励する方針について、それぞれの市場ごとに説明する</b>



膨大なガスのパイプライン、設備及び貯蔵設備のネットワークを運営するためには、これらのインフラの完全性 (integrity) を確保するための多面的かつ長期的なアプローチ、及び、関連するリスクの管理が必要となる。

顧客が常に利用可能なガス供給に依存している一方で、ガス流通ネットワークや関連インフラの運営に起因する、人の健康、資産、及び温室効果ガス (GHG) 排出に関連するものを含む、相当なリスクを管理することが企業の責務となっている。

インフラの老朽化、監視及び保守の不備、並びにその他の運営上の要因は、ガス漏れを発生させる場合がある。

ガス漏れは、密閉状態の喪失などの**安全上のリスク**をもたらし、火災又は爆発を引き起こす場合があり、特に企業が多く操業している都市部では深刻な事態となる可能性がある。

さらに、ガス漏れは漏洩排出物 (メタン) を発生させ、**環境への悪影響 (impacts)** を引き起こす。

規制されているガス事業者は、一般的にガスのコストが直接顧客に転嫁されるため、ガス漏れによる直接的なコストは負わない (これは地域によって異なる場合がある)。

しかし、安全に関連したリスク又は漏洩排出物（又はこの両方）をもたらすガス漏れは、規制、法律及び製品需要のさまざまなチャネルを通じて、企業に財務的な影響を与える（impact）場合がある。

事故、特に死亡事故は、企業の過失に対する請求つながり、高額な法廷闘争及び罰金につながる可能性がある。

GHG排出は、規制関係の重要性を考えると、財務業績に直結する重要な（critical）要素である。規制上の検査の増加、並びに、潜在的な罰金及び罰則につながる可能性がある。

重要なことは、規制されたガス会社は、パフォーマンスを改善し、安全性及び排出に関連するリスクを軽減するために設計された設備投資の機会からも財務的に利益を得ることができるということである。

これらの設備投資は、より高い料金ベースにつながる場合があり、最終的には企業及びその株主に利益をもたらす。

企業は、パイプラインの交換、定期的な検査及び監視、従業員の訓練及び緊急事態への備え、技術への投資、並びにその他の戦略を通じて、そのようなリスクを管理しようとしているが、これらはすべて通常、規制当局と緊密に連携して行われる。

国内の多くの地域では、インフラの老朽化に対する懸念から、この産業の企業は、特にパイプラインが人口密集地の近くに位置する場合には、交換承認プロセスを迅速化する方法を模索するようになっている。

コード： IF-GU- 540a.1.	指標： (1) 報告対象のパイプライン事故件数	測定単位： 数
1	<b>報告対象となるパイプライン事故の件数を開示する</b>	
1.1	<p>報告対象の事故とは、パイプラインからのガス流出を伴う事象で、以下の結果の1つ以上をもたらすものと定義する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 死亡又は入院を必要とする人身傷害</li> <li>• 推定50,000 米ドル相当以上の物的損害（オペレーターへの損失、その他への損失、又はこの両方を含むが、失われたガスのコストは除く）</li> <li>• 推定300 万立方フィート以上の意図しないガス損失</li> <li>• オペレーターの判断による重大な（significant）な事象</li> </ul>	

<b>コード :</b> <b>IF-GU-</b> <b>540a.1.</b>	<b>指標 :</b> <b>(2)受けた是正措置件数</b>	<b>測定単位 :</b> <b>数</b>
<b>2</b>	<b>受けた是正措置の件数を開示する</b>	
<b>2.2</b>	<b>企業が操業する法域の規制当局から是正措置が発せられていない場合、パイプライン安全配慮の結果生じた強制手続の件数を開示する</b>  <b>強制手続きの件数 : 法律、規則、命令のうち、被申立人が違反したとされる法令の記述、及び、申立ての根拠となる証拠の記述を含む</b>	

<b>コード :</b> IF-GU-540a.1.	<b>指標 :</b> (3)パイプラインの安全に関する法規制の違反件数	<b>測定単位 :</b> 数
3	パイプラインの安全に関する法令違反の件数を開示する	

コード : IF-GU- 540a.1.	補足事項
4	報告すべきパイプライン事故、是正処置、及びパイプライン安全性違反を定義するために使用される、適用される法域の基準又は規制を開示する

コード : IF-GU- 540a.1.	注記
1	重大な (notable) 事故 (相当数の顧客に影響を及ぼした (affected) 事故、サービスの長期的な中断を生じさせた事故、又は「深刻な (serious) 事故」となった事故など) について説明する
1.1	重大な (serious) 事故は、死亡又は入院を必要とする傷害に至った事故と定義する

コード： IF-GU- 540a.2.	指標： (1) 鋳鉄又は鋳鉄（又はこの両方）及び(2) 無被覆鋼材である供給パイプラインの割合	測定単位： 長さのパーセンテージ(%)
1	天然ガスパイプラインのうち、以下を長さに（キロメートル単位）に応じてそれぞれ開示する (1) 鋳鉄又は鋳鉄製（又はこの両方）の割合 (2) 無被覆鋼材製の割合	
1.2	鋳鉄又は鋳鉄（又はこの両方）は、その融点まで加熱されて金型に注がれ、成形する又はひねることができない鉄と定義する	
1.3	無被覆鋼材は、腐食保護されていない鋼材と定義する	
2	鋳鉄製又は鋳鉄製（又はこの両方）の供給パイプラインの割合は、企業が所有又は運営する鋳鉄製又は鋳鉄製（又はこの両方）の供給パイプラインの長さの合計について、企業が所有又は運営する（又はこの両方）供給パイプラインの長さの合計で除して計算する 計算式の例： 鋳鉄製又は鋳鉄製の供給パイプラインの長さの合計 ÷ 供給パイプラインの長さの合計	
3	無被覆鋼材製の供給パイプラインの割合は、企業が所有又は運営する無被覆鋼材製の供給パイプラインの長さの合計について、企業が所有又は運営する（又はこの両方）供給パイプラインの長さの合計で除して計算する 計算式の例： 無被覆鋼材製の供給パイプラインの長さの合計 ÷ 供給パイプラインの長さの合計	

コード： IF-GU- 540a.3.	指標： 検査を行った(1) ガス輸送パイプライン及び(2) ガス供給パイプ ラインの割合	測定単位： 長さのパーセンテージ(%)
1	<b>報告期間中に検査した以下の割合を長さに応じて開示する</b> <b>(1)ガス輸送パイプラインの割合</b> <b>(2)ガス供給パイプラインの割合</b>	
1.1	輸送パイプラインは、収集ライン以外のパイプラインとして定義する	
1.2	供給パイプラインは、収集ライン又は輸送ライン以外のパイプラインと定義する	



コード： IF-GU- 540a.4.	指標： 安全性と排出に関するリスクを含む、ガス供給インフラの完全性 (integrity) 管理に関する取組み (efforts) の記述	測定単位： 該当なし
1	ガス供給インフラの完全性 (integrity) を管理するための自社の取組み (efforts) について記述する	
1.2	取組みには、従業員の訓練、緊急事態への備え、プロセスの安全性、及び資産の完全性 (integrity) 管理に関連するものが含まれる場合があるが、これらに限定されない	
2	訓練、従業員 (workforce) の監督、リスク伝達のための規則及びガイドライン、並びにテクノロジーの利用などにより、プロジェクトのライフサイクル全体を通して、安全性及び緊急事態への備えに係るカルチャーを自社がどのように統合しているかを記述する	
2.1	プロジェクトのライフサイクルには、パイプラインの設計、建設、試運転、オペレーション、保守及び廃止が含まれる	
3	対象作業を実施する際にパイプラインオペレーターが適格であること又は監督されていることを確かめるためのアプローチについて記述する	

コード： IF-GU- 540a.4.	指標： 安全性と排出に関するリスクを含む、ガス供給インフラの完全性 (integrity) 管理に関する取組み (efforts) の記述	測定単位： 該当なし
4	リスクを軽減し、緊急事態への備えを促進するための取組み (efforts) について記述する	
5	ガス供給インフラの完全性 (integrity) に起因して生じる以下内容について記述する <ul style="list-style-type: none"> <li>• 人の健康及び安全に関連するリスク</li> <li>• 漏洩排出物及びプロセス排出を含む排出を管理するための取組み (efforts)</li> </ul>	
5.1	漏洩排出物は、漏出又はその他の意図しない若しくは不規則な放出に起因する天然ガス（主にメタン）の排出と定義する	
5.2	プロセス排出は、意図的な放出による天然ガスの排出と定義する	
5.3	<b>開示には以下を含める</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 漏洩排出物量及びプロセス排出の削減に関連する戦略、計画又は目標（又はこれらの複数のもの）</li> <li>• 排出を測定する企業の能力</li> <li>• 計画を達成するために必要な活動及び投資</li> <li>• 計画又は目標（又はこの両方）の達成に影響を与える (affect) 可能性のあるリスク又は制約要因</li> </ul>	

コード： IF-GU- 540a.4.	指標： 安全性と排出に関するリスクを含む、ガス供給インフラの完全性 (integrity) 管理に関する取組み (efforts) の記述	測定単位： 該当なし
6	<p>開示は、特に以下に対処する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 重大な被害をもたらす地域でのオペレーション</li> <li>• 人の健康、地域社会及び環境に壊滅的な影響 (impacts) を与える可能性のある緊急事態</li> <li>• 事故及び事故を回避及び管理するためのシステム</li> </ul>	
7	<p>ガス供給インフラの完全性 (integrity) の管理に関連した直接的又は間接的な財務上の機会について説明する</p>	

コード	活動指標	カテゴリー	測定単位
IF-GU-000.A	サービスの対象となる以下の数		
	(1)家庭用顧客	定量	数
	(2)業務用顧客	定量	数
	(3)産業用顧客	定量	数

## IF-GU-000.Aに関する注記

- それぞれのカテゴリーにかかるサービスの対象となる顧客の数は、家庭用顧客、業務用顧客及び産業用顧客を対象に課金されるメーターの数とみなされなければならない

コード	活動指標	カテゴリー	測定単位
IF-GU-000.B	天然ガスの以下の数		
	(1)家庭用顧客への供給量	定量	百万英国熱量単位 (MMBtu)
	(2)業務用顧客への供給量	定量	百万英国熱量単位 (MMBtu)
	(3)産業用顧客への供給量	定量	百万英国熱量単位 (MMBtu)
IF-GU-000.C	(4)第三者への移送量	定量	百万英国熱量単位 (MMBtu)
	(1) ガス輸送パイプラインの長さ	定量	キロメートル (km)
	(2) ガス供給パイプラインの長さ	定量	キロメートル (km)

### IF-GU-000.Bに関する注記

- 家庭用顧客、業務用顧客及び産業用顧客に供給される天然ガスの量はバンドルガス及び託送サービスによるもののみを開示しなければならない

